

## ●香川県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 指定に係る保安林の所在場所

綾歌郡綾川町陶字日原2881・2882の3・2885の4・2886（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、仲多度郡まんのう町公文字北山903の1・910・915の1・915の2・917の3・917の6・917の10（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、三豊市財田町財田中字道手5123の156・5123の157（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、観音寺市大野原町内野々字内山乙88の2・乙89・乙90（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、大野原町井関字新林乙43の1・乙44の1・乙79の1・乙84（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、宇有松乙180・乙220の2・乙221の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙221の4、豊浜町和田字大谷丙473・丙482・丙484・丙609・丙610・丙615・丙619・丙621（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、丙611、丙613、丙644

### 2 指定の目的 土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに綾川町経済課、まんのう町産業経済課、三豊市建設経済部農林水産課及び観音寺市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）